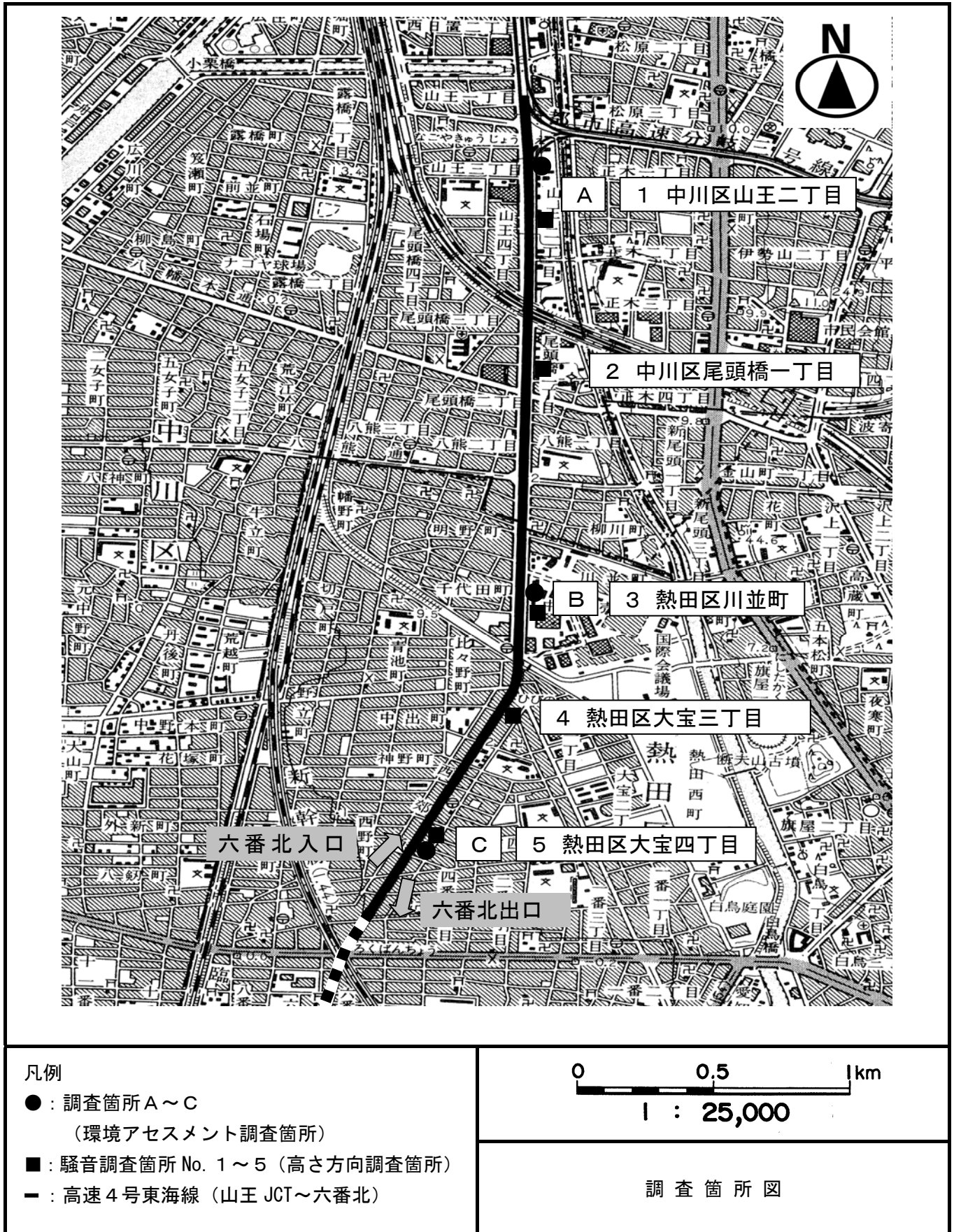


高速4号東海線（山王JCT～六番北）開通前の環境調査結果

1. 測定箇所



2. 環境アセスメント調査箇所 A～C の騒音調査結果 ※平面街路は未整備

等価騒音レベル (L_{Aeq})

単位：dB

調査箇所	調査結果		調査期間
	昼間	夜間	
A 中川区山王二丁目	68	65	平成 22 年 7 月 20 日 ～7 月 23 日
B 熱田区川並町	66*1	65*1	
C 熱田区大宝四丁目	68	65	

備考1 時間区分は、昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時です。

備考2 測定位置は、官民境界の地上1.2mです。

備考3 調査結果は、平日3日間の平均値であり、エネルギー平均によって算出した値です。

*1 熱田区川並町の騒音値には、ムクドリ の 鳴き声 (19時～翌5時) の影響が含まれています。

3. 高さ方向調査箇所 No. 1～No. 5 の騒音調査結果 ※平面街路は未整備

等価騒音レベル (L_{Aeq})

単位：dB

調査箇所	時間区分	高さ(m)									調査期間
		1.2	5	10	15	20	25	30	35	40	
No.1 中川区 山王二丁目	昼間	66	68	67	67	66	65	65	65	65	平成 22 年 7 月 20 日 ～7 月 23 日
	夜間	64	66	65	65	64	62	62	62	62	
No.2 中川区 尾頭橋一丁目	昼間	65	66	66	65	65	65	65	63	-	平成 22 年 7 月 27～29 日 8 月 2 日～3 日
	夜間	63	63	63	62	62	62	61	60	-	
No.3 熱田区 川並町	昼間	66*1	69*1	68*1	67*1	66*1	65*1	63*1	-	-	平成 22 年 7 月 20 日 ～7 月 23 日
	夜間	65*1	67*1	66*1	65*1	65*1	63*1	62*1	-	-	
No.4 熱田区 大宝三丁目	昼間	63	65	65	62	62	62	62	-	-	平成 22 年 7 月 27～29 日 8 月 2 日～3 日
	夜間	58	60	60	58	57	57	56	-	-	
No.5 熱田区 大宝四丁目	昼間	68*2	68*2	66*2	64*2	64*2	63*2	62*2	-	-	平成 22 年 7 月 20 日 ～7 月 23 日
	夜間	65*2	64*2	62*2	60*2	60*2	59*2	58*2	-	-	

備考1 時間区分は、昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時です。

備考2 調査結果は、平日3日間の平均値であり、エネルギー平均によって算出した値です。

*1 熱田区川並町の騒音値には、ムクドリ の 鳴き声 (19時～翌5時) の影響が含まれています。

*2 熱田区大宝四丁目の騒音値は、建物外壁面による反射音の補正を行っています。

(環境省 H11.6騒音に係る環境基準の評価マニュアル I による)

<参考>

- ・騒音に係る環境基準

環境基準	等価騒音レベル (L_{Aeq})	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
	70dB 以下※	65dB 以下※

※地域の区分：幹線交通を担う道路に近接する空間

4. 環境アセスメント調査箇所A～Cの振動調査結果 ※平面街路は未整備

振動レベル (L_{10})

単位：dB

調査箇所	調査結果		調査期間
	昼間	夜間	
A 中川区山王二丁目	49	44	平成22年7月21日 ～7月22日
B 熱田区川並町	45	44	
C 熱田区大宝四丁目	42	36	

備考1 時間区分は、昼間は7時～20時、夜間は20時～翌7時です。
備考2 調査結果は、80%レンジの上端値(L10)の時間区分最大値です。
備考3 測定位置は、官民境界です。

<参考>

- ・道路交通振動に係る要請限度

地域の区分	振動レベル(L_{10})	
	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第2種区域 (近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、都市 計画区域で用途地域の定め られていない地域)	70 デシベル	65 デシベル

5. 環境アセスメント調査箇所Bの大気質の調査結果

大気質調査結果

調査箇所	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質(SPM)	調査期間
B 熱田区川並町	0.017ppm	0.4ppm	0.019 mg/m ³	平成22年7月13日 ～7月20日

備考1 測定値は、調査期間中の1時間値のうち、祝日である7月19日を除いた、7日間の総平均値を示しています。
備考2 測定位置は、官民境界の地上1.5mです。

<参考>

- ・大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。